

1. 開会の宣言

□司会（西井）

司会を担当する名古屋 NGO センターの西井です。よろしくお願いします。
会を始めるに当たり、2、3点お知らせしたいことがあります。本日の協議会の議事次第3. に出席者紹介とありますが、本日出席の方が53名おりまして、自己紹介を全員がすると非常に時間がかかるということで、今回は省略させていただきます。マイクが4本しかございません。発言される方はマイクを回していただいて発言してください。発言される方は簡単に所属団体、名前など、自己紹介をお願いします。追加資料が届いております。協議事項5. の資料です。

それでは最初に五月女 NGO 担当大使より挨拶をお願いします。

2. 五月女 NGO 担当大使の挨拶

□五月女

どうも皆様こんにちは。日本の各地からこのようにたくさん出席いただき、本当にご苦勞様でございます。NGO-外務省の ODA 政策協議会も回を重ねて数年になりますけれど、本日は平成18年度の最初の会議で、色々な協議ができることを期待しております。この NGO-外務省定期協議というものは、連携推進協議と政策協議と二つございまして、必ずしも二つの会議に出席していらっしゃる方々の間で、内容について相互に伝達されていないようなことが見受けられます。若干、前回の連携推進協議会でお話したことも含めまして、ちょっと触れてみたいと思います。

ご承知のように日本国内、国際情勢は非常に深刻な問題が起こっております。その中で政府の役割、NGO の役割というものは大きくなってきていると思います。ご承知のように最近の人口が減っていく中で、先進国の人口はどんどん減っているのに対して、逆に途上国は増えている。日本国内で起こっている若年層が高齢者をサポートするという福祉の問題に似たような構図が世界的に出てきているわけです。途上国の人口は毎年全体の1億弱が増えている中で、2050年には、日本の人口は1億人を切ってしまうのではないかという状況の中で、全体の人口は95億と言われているように増えてきている。そうしますと先進国の負担は益々大きくなっていくということでございますので、その中で途上国の方々の自立を推進するようなプロジェクトが必要になってくるというふうに思うわけです。

私は日本の NGO の活動の一貫といたしまして、日本でもこれから団塊の世代の方々が退職されて、600万から700万の方々が第二の人生というものを探されるわけですが、その中で、何十年に渡って身につけられたノウハウを NGO 活動に生かせるような、参加していただけるようなシステムなり、体制ができることを期待しているわけです。そのような熟年層の方々の NGO への参加、そして若い人たちのフリーターとかニートとかいう

問題がありますけれど、そういった方々に一つの生き甲斐としての NGO 活動、ボランティア活動というものに、関心を持っていただくというような活動も必要であると感じています。私も学校で教えているんですけど、NGO の方々もかなり多くの方々が大学で授業をされて、若い人たちに NGO 活動、国際貢献の重要性について広く啓発していらっしゃるという耳にしておりますので、是非今後も続けて頂きたいと思っています。

そしてまた、ODA 予算というものは削られておまして、前年度比で 2% から 3% 削られておまして、その中で NGO 支援予算につきましては、皆様方のサポートも頂きまして、なんとか横ばい状態できているわけです。そういった中で、ODA の中に占める NGO 支援予算というのは、比率的には大変大きくなっている。そうやってまいりますと、NGO の支援予算というのも含めまして透明性、効率性、効果性についてしっかりやっつけていかなければならないと思うわけです。NGO 支援予算というのは 1989 年にスタートしまして、NGO 補助金は 1 億からスタートしました。草の根無償というのは 3 億からスタートしました。それが十数年経ちまして現在は 30 倍にも増えました。当時は ODA 全体予算が 1 兆数千億円の中でわずか 4 億という程度のものだったのが、今では、ODA そのものが半分近い 7000 億位にダウンしている。その中で NGO 支援予算というのは 30 倍くらいになっている。必然的にその比率は大きくなっている。だから昔はそれほど大きなお金ではなかったかもしれないけれど、現在では大きくなっているだけに NGO の方々がそれをいかに透明性を持って有効に使うか、ということについて、世間の目もきっちりと見ているという状況になってきていると思うのです。従って ODA そのものの改革、ODA を監視していくということの他に、それを使っていく使い手の透明性もやはりしっかりした目が向けられるようになってきていると考えます。

今回の会議では、連携推進プラス政策協議の二本立てでやっているわけですが、その中で、ODA がいかに効率的に使われるか、ということの他に、NGO 支援予算というのものも、いかに効率的に透明性をもって使われるかということについても、しっかりと検討していく必要があるというふうに思っています。予算上の厳しさもありますし、国の内外の厳しい状況というものも踏まえまして、ODA 予算というものを、いかに効率的に納得いくような形で使っていくか、そのへんのことについて、しっかりとした協議会が開かれることを期待しているわけでございます。2 時間、皆さんの活発なご意見を期待しております。

3. 出席者自己紹介（時間の都合により省略）

4. 報告事項

□司会（西井）

報告事項、協議事項が多いので、手際よく簡潔に議論していただきたいと思います。報告事項 1 「国連改革パブリックフォーラムについて」よろしくお願ひします。

(1) 「国連改革に関するパブリックフォーラムについて」【国際社会協力部 政策課】

□宮地

外務省国際社会協力部政策課の宮地と申します。

7月25日に三田共用会議所で開きました「国連改革に関するパブリックフォーラム、第3回」についてご報告させていただきます。これは日本国際ボランティアセンターの高橋さんから出されております「国連改革を考える NGO 連絡会」と外務省の共催で過去2回、今回3回目を開かせていただきました。130名を超える一般の方々の参加を得まして、総計165名程度でした。内容について報告させていただきますと、今回日本が国連に加盟して50周年ということで、これまでの日本の国連での活動、貢献についての見直しと共に、国連会合の現状とこれからの課題、日本がこれからどういうことに役割を果たしていけるかについて、政府、外務省、市民社会の皆様、今回は企業の方にも参加していただいて意見交換を行いました。午前中は伊藤政務官とJVCの高橋さんからキーノートスピーチを頂いた後、開発、平和構築、軍縮、人権の4つに分かれて分科会を行いました。そこでの議論を踏まえて午後から「私たちが目指す国連とは何か？」というテーマで公開討論会を行いました。概要につきましてはホームページのほうに掲載させていただくこととなりますが、ちょっと簡単にご説明しますと、色々な意見がありますが、世界の平和や安全の維持、社会的な色々な問題の解決のよりどころ、国際社会の共通の規範を作っていくというところで、それは不可欠であること。後、色々な無駄を省いて現状の国際社会に合った国連を作っていくということが大事だろう、という共通認識の元で、大段の問題として、人権の問題、人間の安全保障をいかに確保していくか、ジェンダーの視点等を入れていくべきであるということが議論されました。開発に関しては、民間企業の活動をいかに貧困削減に繋げていくかということで、実際の企業の方から途上国での彼らの活動について紹介をいただきながら、今後のODA活動にどう反映させていくかについて議論が行われました。

先ほども言いましたが仔細については、ホームページに記載しますので、そちらでチェックしていただければと思います。

□高橋（清）

「国連改革を考える NGO 連絡会」を構成しています日本国際ボランティアセンターの高橋です。国連改革を考える NGO 連絡会は、他に平和問題を扱うピースボート、人権問題を扱う市民外交センターというところが中心になって進めているものです。今、宮地さんの方から報告がありましたように、今回3回目のフォーラムを持たせていただきまして、非常に多数の参加者、今回はそれに加えて20名以上の企業の方々に来ていただいて非常に充実した意見交換ができたと思います。その中で3回やってきて、積み上げとして確認されたものとして、日本が国連政策、広く外交も含めてですが、人権と人間の安全保障を柱にしていきたいと思いますという方向性がはっきり見えてきたということがあります。それともう一つは、国連政策も含めて多様なステイクホルダー、NGOや途上国の現地住民や、多様なステイクホルダーによって一緒に共同して政策を作っていくということが有効であるとい

うことが確認されたと、私は理解しています。

今回宮地さんにはロジの関係で本当にお世話になりましたけれど、このフォーラムも3回目ですけれど、ほとんど予算がかかっていない。NGO側は手弁当で、今回は企業回りも私も20社近く行い、出ていただくようお願いしてきました。ですからその意味でNGOと政策対話をやっていくことは、外務省にとっても、あまり予算も考えないで非常に効率的な意見対話の場が作れるという一つの良い事例になっていると、私は思っています。

□司会（西井）

質問はありませんか。

なければ2「国連持続可能な開発のための教育10年（DESD）について」お願いします。

（2）「国連持続可能な開発のための教育の10年（DESD）について」

【国際社会協力部 地球環境課】

□岩崎

国際社会協力部地球環境課の岩崎と申します。

去年1月から開始されました「国連持続可能な開発のための教育の10年（DESD）」の経緯と最近の動きを説明させていただきまして、NGOの皆さんに協力頂きたいと思っています。

「教育10年」は2002年のヨハネスブルグサミットで小泉総理が提案したもので、その年の国連総会決議を経て去年の1月から開始されております。持続可能な開発のための教育というのは、「持続可能な社会の実現を目指して、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、または環境との関係性の中でいきていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育む教育」というもので、この10年間で、そういうものを目指していこうというものでございます。この「教育の10年」の主導機関はユネスコが指名されておりますが、ユネスコによりまして去年9月に国際的な実施計画が承認されております。

それに基づきまして、日本では去年の12月に関係省庁連絡会議が設置され、今年の3月に日本における実施計画が策定されております。日本の実施計画ですが、基本的な考え方、実施の指針、推進方策、評価と見直しという構成になっておりまして、とくに推進方策の中では重点的な取組み事項やNGOの皆様を含む各主体に期待される取組、それから国際協力等について記述がございまして、その国際協力の推進でございまして、(イ)国連機関等との連携・協力、(ロ)アジア地域を中心とした地域レベルの協力の推進 (ハ)開発途上国における人づくり等への支援などを通じて国際社会における「教育の10年」の取組みの推進に貢献していくと謳われています。

これまで政府はヨハネスブルグサミットや国連総会で「教育の10年」の推進、働きかけをやってまいりましたし、それから去年のG8サミットや持続可能な開発委員会の場でも「教

育の10年」推進を働きかけております。また、アジア協力対話という枠組みの下、環境教育推進対話を2004年から毎年1回ずつ開催しております。今年6月仙台で開催しました。仙台会合の時には、3月に策定されました国内実施計画を国内で発表することと、アジア諸国の皆さんにも報告しました。「教育の10年」の国際協力ですが、政府はESD関連プロジェクトの実施、専門家の派遣、国内外の研修などを通じて、開発途上国において持続可能な開発を担う人材の育成に貢献する、とあり、また、国際協力において役割が益々大きくなっているNGOの皆様や民間団体と連携して実施に努めるとなっております。これまでいくつかプロジェクトが実施されてきておりますが、先日仙台で開催された会合でも、開発途上国の方々が日本から教材の作成とか、教員の育成とかに協力していただきたいという意見がいくつか寄せられており、「教育の10年」につきまして、NGOの皆様の協力をいただければと思っています。

□司会（西井）

この件について質問はありませんか。

続いて協議事項に移りたいと思います。（1）「NGO・外務省定期協議、ODA政策協議会の進め方について」ということをお願いします。

5. 協議事項

（1）NGO・外務省定期協議：ODA政策協議会の進め方について

□川村

関西NGO協議会の川村です。

この議題については、特にここで議論を深めるというよりも、問題意識を共有して具体的にもっと議論を深めていく枠組みについてコーディネーターと外務省の担当者の方と確認できればと思っております。この協議会というのはこれまで5回行われています。ただ、年に3回、1回2時間ですので年間6時間。そしてこの協議会は連携推進と違いまして、非常に開かれた形で色々なNGOが参加できる場としてこれまでやっています。参考資料にある要綱で確認されていますように「外務省が関わるODA政策について協議ならびに情報交換を行い、外務省が関わる政策の質とアカウンタビリティーを向上させる」ことを目的とした会議でありますから、当然開かれた形で行われなければならないということやってきたわけです。その結果、重大な議題が出る割には時間が無いという問題が一つ出てきた。もう一つは、どういう議題を採りあげ、どう準備を進めるかについて、昨年以來、事前に資料を出していただくとか、やっているわけですけど、外務省の考え方とNGOの考え方に若干違いが出てきたように感じています。その辺、もう少し整理をして、今後どういう形で議題を選んでいくのか、その準備の段階としてどういう方法が適切なのか、ということ、もう少し詰めるような場を設けていきたいというのが、この議題の中心です。

今回の議題提案団体としてODA改革ネットワーク、関西NGO協議会、国際協力NGO

センター、名古屋 NGO センターと名前が挙がっているわけですが、この団体はコーディネーターを出している団体として、我々コーディネーターとしては、やはり外務省と NGO の間で、こういう議題について議論していきましょうよという条件についての事前の共有がないと、他の NGO と話をするとき、なかなか難しい。そのための基準を確認したいという意見が一つでございます。もう一つそれと関連して、時間が短いということと関連しているわけですが、公開研究会というものを開催できないか。最近多くの NGO が関心のあるテーマで、もう少し時間をとって議論を詰めていったほうが良いような案件がある場合に、研究会のような形で、外務省と関心のある NGO の間で、この協議以外の場で何回か議論を積み重ねる。その結果を協議会にまた反映させていくという形で、より建設的な議論ができないかと考えている。ただし、あくまで開かれた形で行わないと、ごく一部の NGO の意向だけが流れてしまうという形になってしまうので、もし研究会をするのであれば、テレビ会議なりインターネットなどを通じた、地方からの参加できるような、開かれた形でできればと考えています。

今後、議題の選び方、準備の仕方、及び公開の研究会について、コーディネーターと外務省との間でももう少し議論を詰めていくような場を設けさせていただけないかというのが、この議題提案の趣旨です。

□司会（西井）

この提案に対して、外務省の方から。

□和田

経済協力局国別開発協力第一課長の和田です。

外務省と NGO の間の政策協議会の進め方でございますが、配られている実施要項につきましても改めて見直す必要があると思います。来週の 8 月 1 日に外務省におきましては機構改革が予定されておまして、経済協力局が無くなってしまいます。国際協力局というふうに体制が変わります。加えて、従来この協議会の事務局をやってきました、民間援助支援室も、8 月 1 日から民間援助連携室というふうに、従来 NGO の活動を支援するというような名前だったものを、パートナーとしての連携ということに視点を置き換えて、支援室から連携室に名前を改めまして新たに発足するということになっております。加えて現時点では国別開発協力第一課の下に民間援助支援室がぶら下がっているというか、そういうこともあって私はこの会の外務省側の取りまとめ役をこの 2 年間、やらせていただいていたわけですが、8 月からは国際協力局の中に政策全般について二国間援助のみならず国際機関経由の協力も含め、また、全体的な ODA 政策について検討をする、総合計画課というものが新しくできます。民間援助連携室も総合計画課の所轄ということになります。そういうこともあって、8 月以降は総合計画課長が NGO と外務省の政策協議を担当することになります。

というわけで、色々外務省の方も 8 月の機構改革を受けまして政策協議会の担当も含めまして体制が代わることになりますので、ODA 政策協議会の実施要項についても、実質的

なことのみならず、もう一度、見直しをして新しいものを作る必要があります。そういうわけで、私も今日で最後になりますが、新しく総合計画課長が決まった段階で、新しい体制の中でこの協議会をどう改善していくかについてご検討頂きたいと思います。

私のほうでも色々問題意識はございますが、連携推進委員会の方もここ数年、発展途上国の個々の問題について研究会方式というものをやり始めていますので、この政策協議会においても本会議以外に個別のテーマごとに勉強会を行うというやり方が参考になるのではないかと考えます。また、この会議の準備のプロセスは、従来はNGO側のコーディネーターの方とこちらの民間援助支援室の方で色々準備をしてきましたけれど、これからは総合計画課がより前面に出て関与した方が、よいのではないかと思います。そういったところも含めて改善するところは色々あると思いますので、外務省の方で8月1日以降早めに案を検討したうえで提案させて頂きたいと思います。

□司会（西井）

8月以降に外務省の方で取り組みますということで、よろしいですか。

それでは議題2、T I C A D IIIのフォローアップについて、T I C A D市民社会フォーラムの方からお願いします。

（2）T I C A D IIIのフォローアップについて

□高瀬

「T I C A D市民社会フォーラム」の高瀬と申します。資料の議題2、「T I C A D IIIのフォローアップ」について、をごらん頂きたいと思いますが、その中で要点だけを説明致します。これを初めに出しました時には、「T I C A D IV準備への市民参加について」というふうに書いてあったんですけど、外務省の方からこのようにしたいというコメントがあり、こうなっております。

私ども「T I C A D市民社会フォーラム」というのは、2003年のT I C A D IIIが終わった翌年に結成されました。T I C A D IIIに参加したアフリカ、日本、アジアの市民社会の代表が集まって、「T I C A D IVの時はもっとコンクリートな提言ができるような団体を作ろうではないか」と話し合いました。T I C A D IIIの時も外務省のご協力により、傍聴させていただいたり、特別にNGOのセッションを作って会議にも出席しました。これはT I C A D I、IIに比べると格段の進歩なんですけど、それでもT I C A D IIIの議長報告には、NGOの言っていることはほとんど掲載されなかった。これでは、T I C A D IVでも同じようなことになってしまう。それでは困る」ということで、2004年6月に日本で設立されたのが「T I C A D市民社会フォーラム」です。

今までいくつかのことをやりました。しかし、その前提としては、T I C A D IV（2008年）までにはあまり時間がない。従って毎年毎年一つずつテーマを決めて、「アフリカ政策市民白書」を作ることに集中していこうではないか。それを外務省とか国会とかにもお配りして、NGOはこういうふうに使っていますということを先ず知って頂く。それから、

そんなことはやっても無理だよとか、これはこうしたらどうかとか、というアドバイスをいただきたいと考えています。1年目としては2005年「アフリカ政策市民白書（貧困と不平等を超えて）」というタイトルで1,000部を印刷しました。これは日本語ですが、英文にも翻訳されました。フランス語にも今翻訳中です。これをアフリカの市民社会にも配って、日本の市民社会フォーラムは、こういうことを考えているかということを知ってもらって、コメントを頂く。セネガルとか、ケニアのNGOの意見も入っております。2年目の2006年には、もっと具体的に、日本がやっているアフリカへの協力を分析中です。これはJICAやNGO、アフリカの市民社会とアフリカNGOとどういうふうに協力しているか。どういうところがうまくいかないかということが中心で、この第2号は今年の10月頃完成致します。それらを踏まえて2007年には、TICADIVに対して、今まで3年間の経験を生かして、どういう勧告をNGOとしてしたいか、をやるつもりです。

このたび、この政策協議会でお願いしたいことは、外務省はTICADⅢのフォローアップとしてのTICADIVを、こう考えているという、基本的な考え方をお聞きしたいのです。その中に、企画段階からNGOの意見もできるだけ考慮していただきたい。それから、TICADIVの共催団体としての市民社会連合の声を、発言する機会を与えられないだろうか、ということなんです。

具体的には第1点として、TICADの共催者が5団体ありますけれど、これらは世銀や国連、政府関係機関ばかりで、市民社会の意見があまり反映できない。その中に、なんとか市民社会の代表が、参加できるようにしてほしい。第2点は、企画の段階から、日本やアフリカのNGOの意見を、TICADIVに含ませるような枠組みを、作っていただけないかという点です。私たちはすでに7月20日にアフリカ大使館と懇談会をやったり、コナレAU議長のお話も聞きました。OECD/DAC政府と日本NGOとの初めての講演会を外務省のご尽力を受けて、5月27日にやりました。この時点で、TICADIVの外務省方針が、もう少し明らかになれば、もっとやりやすい。後2年しかありませんので、私たちNGOもできるだけ協力させて頂きたいと思います。8月は外務省の機構改革が、もちろん大きく影響すると思いますが、今の段階で分かっていることだけでも、教えていただければと思います。

□正本

アフリカ第二課の首席事務官の正本と申します。

TICADに関しましてはご案内の通り、1993年に始まりまして、その後3回の首脳レベルの会議、2001年には閣僚レベルの会議、TICADⅢの後に2004年にはアジア・アフリカ貿易投資会議、今年2月には平和定着会議を開催してきております。TICADⅢの後、TICADⅢではっきりと打ち出した3本の柱、すなわち「経済成長を通じた貧困削減」、「平和の定着」、「人間中心の改革」をTICADIVに向けて着実に進めているわけです。TICADⅢの後、先ほど申しましたアジア・アフリカ貿易投資会議、平和定着会議といった分野別の会議をこれまで2回開催しており、2006年度にも閣僚

級の会議を開催する方向、今テーマ等について検討しているところです。2008年に開催予定のTICADⅣについては、同じ年にG8サミットが日本で開催されることもあり、G8サミットとの関係も考慮しつつ、具体的な時期等について外務省内で検討している。TICADⅢの時には、半年前くらいから準備プロセスを正式に立ち上げて、アフリカで三回の準備会合を開催するなどして、アフリカ諸国と問題意識を共有していきましたが、そういったプロセスを参考にして、TICADⅣにおいても準備を進めていくという流れになると思います。

NGOの方々の関係でございますけれど、NGOの方々にはTICADⅠからⅢ、閣僚会議、貿易投資会議、平和定着会議、いずれもオブザーバーとして参加していただいております。TICADⅢの時には「市民社会との対話」のセクションもございました。TICADⅣに向けて、NGOの方々との連携の在り方につきましては、こういった流れを踏まえながら考えていきたいと思っております。TICADⅣのプロセスそのものに、特定のNGOの方々に共催者という形で入っていただくというようなことは、正直難しいかなという面はありますが、こういった定期協議の場でも、ご要望などございましたら、準備状況や考え方ですとかを、ご説明させていただいて、その時のご意見も踏まえながらプロセスを進めていきたいと思っております。

TICADⅢでNGOの意見が最終成果物に反映されなかったというご指摘がございましたが、TICADは日本政府、国連、世銀といった共催者とか、アフリカ53ヶ国といった多くの参加者がおりまして、特にアフリカは国の数が多い、また発展段階も色々でして、そういった多様なプレーヤーの立場や考え方を取りまとめていく中で、NGOの声の反映が十分でなかったという面もあろうかと思っております。制約はございますが、準備プロセスなどにおきまして、NGOの方々と連携しながら進めていきたいと考えております。

□司会（西井）

他にご質問がありますか。

なければ議題3.「テロ・海賊行為などの取締り・防止のためのインドネシアに対する巡回視船提供について」ということで、ODA改革ネットワークの方からお願いします。

（3）テロ・海賊行為などの取締り・防止のためのインドネシアに対する巡回視船提供について

□高橋（清）

ODA改革ネットワーク東京の高橋です。質問の中身については読んでいただければと思いますが、なぜこの議題をここでお話ししたいかという説明をしたほうがいいのかと思っております。日本政府はインドネシアに対し、「海賊対策」の名目で、巡視船3隻を無償資金協力で供与することを決定したわけですが、その決定は私たち市民にとってある種唐突の感じがあったんです。唐突感というのは、一つは巡視船艇という、これは武器というふうには認定されていると思っておりますけれども、武器輸出三原則に照らしても大きな例外扱いされ

ているということです。それに、ODA が本来持っていた、ODA 大綱の原則の軍事的用途に繋がらないようにという部分に抵触するのではないかとという問題がどうクリアされたのか。そういう観点からも、この政策決定に唐突感があったわけです。なぜこういう政策決定に至ったのか、その政策プロセスが非常に分かりにくいということです。私たち市民からみたら、ここには大きな変化があるように感じます。その変化の部分についての十分な説明がないと、冒頭に五月女さんから説明があったように、今 ODA に対する「国民」の信頼が下がってきている中で、全体としてプラスになるのか、マイナスになるのか、そのところを外務省はどう考えているのでしょうか。

ですから今回の決定がどういうふうなことを外務省は考えてきたのか、というあたりをお聞きしたいと思っています。この件に関しては、先月、2 日間で 5 2 団体 2 7 4 名の賛同を集めて外務省の無償資金協力課に申し入れを行いました。つまり、賛同してくれた人たちは皆、少なくともこういう決定に対してはおかしいんじゃないか、ODA に対して信頼を失うような方向に繋がるのではないかと懸念しています。

この件に関しては、国会でも質問があったようですが、閣議決定の後での質問でした。閣議決定で「巡視船を送る」ということを例外規定にしたわけですが、少なくとも閣議決定する時に外務省側から、これを決定してほしい、これを考えて欲しいというような提案がなされたのだらうと思っています。その意味で外務省は、特に経済協力局はこれを ODA で行うという観点から見て、適正であったのか、今これはやる必要があるんだという判断をどういうふうな条件に基づいて行ったか、是非聞きたいということです。そして、その理由は今失いつつある ODA に対する信頼に、果たして今回の決定がどういう影響を及ぼすかと考えると決して適切ではないと思うからです。

2 つ目は、やはり武器でありますけれど、巡視船艇は攻撃性を持たない、殺傷性を持たない、機銃みたいなものはつけずに送りますけれど、向こう側でどういうふうに活用されていくのかということのモニタリングはとても大切だということです。実際、そのあたり、日本の ODA の体制の中で、モニタリングをどうできるのか。そのことも含めて、どういうふうに判断して今回の決定に至ったのでしょうか。モニタリングといってもインドネシア政府に説明させるというのではなく、政府側をテロ対策という名目で武器を供与してその強制力を強化していけば、それに対してインドネシアの市民の側は同じ国の人間と政府当局の権力をどうチェックしていくかという体制を高めていく必要があります。すなわち全体としてのガバナンスの向上を考えていかなければ本当の意味で安全を高める効果は生まれません。そういう点も含めて、日本政府はどう考えているのでしょうか。特にモニタリングと市民による政府のチェック能力の強化というガバナンスの問題点も含めてどう考えているのか教えてください。

3 点目。今国際社会全体が貧困削減をどうしようかという議論がある中で、テロ対策ということで武器を供与するということは、どういう意味を持つのかということです。アフリカへの ODA の配分に影響はないのでしょうか。以上 3 つの観点から、外務省の考えをお聞

きしたいと思います。

一度、この件につきましては、申し入れ書の提出も兼ねて無償資金協力課の担当者と話をさせていただきましたが、ここにいらっしゃる他の NGO の方は知らないもので、その時ご説明されたことも含めて、その後新しく追加された状況変化も含めてご説明いただければありがたいと思います。

□和田

NGO 側が問題提起していただいたことに関してお答えしたいと思うのですが、私も 3 年前に経済協力局に来る前はインドネシア大使館に勤務しておりましてインドネシアの現状については十分理解しているつもりです。

唐突にこういうことになってというような話がありましたけれど、我々の国民に対する説明が不足しているのかなということもあるんですけども、私はそんなに唐突とは思っていません。2003 年 ODA 大綱を改定する際には NGO の皆さんのご意見を伺ったりしながら、従来に比べると格段に透明性を高めたやり方で ODA 大綱の改定を行いましたけれども、その時にも新しい課題ということでテロの問題、平和構築の問題、そういうことについても、日本としても ODA を使って協力していくんだということを大綱にも示したわけでありまして。また、平成 18 年度の外務省の予算、無償資金協力の一つのスキームとして新たに防災に関する無償とかコミュニティ支援に関する無償とか、色々新しい制度を導入しているんですけど、そういったものと並んで、テロ対策、治安維持といった新しい分野に使う無償資金協力制度を新たに導入して、予算も措置をいたしました。こうした流れの中で、途上国に対しても日本としてこういった分野で ODA により支援するということは伝えてきたわけなんです。

そういう状況の中でインドネシアからかねてよりマラッカ海峡に海賊行為が横行していて、日本の船舶にも多数被害が出ているという状況の中で、この地域、日本ばかりでなく世界にとっても重要な航路であるマラッカ海峡のあの一帯の海賊対策、そういったことをきちんとやっていただくということは極めて重要であるというふうに考えておりまして、日本として何ができるか、関係省庁とも協議を行ってきました。そういう議論の積み重ねの上で、今回インドネシア政府からの要請もありまして巡視艇の供与ということになったわけなんです。

ODA 大綱との関係でございまして、ODA 大綱はご承知の通り、軍事的用途、国際紛争の助長への使用を回避するという原則がございまして、そういう原則は当然踏まえながら総合的、かつ慎重に判断をしております。ODA による武器の供与ということは今回初めてのことでありまして、かつてカンボジアに地雷の除去のために必要な機材を供与したことがあります。そういったものについても、当時武器というふうに言われたわけですけど、今回と似たようなプロセスでございまして、武器輸出三原則の例外という形で判断をいたしまして、平成 11 年から 15 年にかけてカンボジアに対して地雷除去の支援をしております。今回も海賊は武装しておりますから、撃たれた時にインドネシア

の海上警察の関係者が怪我をしたり負傷したりしないようにということで、分厚い鉄板で覆った、強化したという、その部分が武器の仕様だということで武器に該当するということが経済産業省の判断でございましたので、今回きちんと手続きを踏んで三原則の例外扱いにしないと出せないということで、そのための手続きを踏んで出した、ということでございます。

なお、今回の巡視艇の供与に関してはテロ海賊対策の目的に限定する、加えてわが国の事前同意なくして第三者に移転しないということについても、日本とインドネシアの間の国際約束でしっかり約束をさせるという条件であくまでも例外として扱うということにしたものです。我々もむやみやたらにこうしたものを出していくという考えはもっておりませんし、従って ODA 大綱が無用になるのではないかとか、今回の船舶の供与が ODA 大綱に違反するのではないかとというようなご指摘については、我々としてはそのような指摘は当たらないと考えております。

実は JICA の方で技術協力ということで、日本の海上保安庁がインドネシアの海上警察に対して色々な技術的な協力というものを何年かに渡って積み重ねてきております。そういう協力の積み重ねの上で、インドネシアの海上警察が船舶が老朽化して、あるいは数がとても少ないということで、海賊船を発見しても悠々と逃げられてしまって何にもできないという状況の中で、是非船舶を供与してほしいという要望があったものです。今後は日本の海上保安庁と向こうの当局の間できちんと連携をはかりつつ、JICA、大使館、現地の日本の援助の関係者がきちんと本件協力のモニタリングを行っていきながら、供与される船舶が、目的外使用されたり第三者への移転が行われないということをしつかりと確認していく、ということになります。

従来から日本政府は武器 出三原則ということで、極めて慎重に対処してきていますが、例外的に出さざるをえない時がございまして、先ほども申し上げましたが地雷の除去のための機材や、あるいは中国との関係で遺棄化学兵器の処理のために、必要なガスマスクとか防護服とか、関係者を保護するために、こういったものも武器に該当しますので、こういったものであっても、必ずきちんとした手続きをふんで、武器 出三原則の例外として供与するという形で一つ一つ個別にやっているわけです。そもそも平成16年12月に官房長官の談話が出ておりまして、「個別の案件ごとに検討の上、結論を得る」ということになっておりますので、こういった考え方を踏まえまして、今回のインドネシアの支援を決めたわけです。

当然決定につきましては、JICA の環境社会配慮ガイドラインに基づく審査もしましたし、政策評価法に基づく事前評価も行っております。また、無償資金協力の場合は外部有識者や NGO の方のお入りおられる無償資金協力実施適正会議というものもやっておりますけれど、そこでの議論もしています。さらに、与党の安全保障プロジェクトチームでの議論や安全保障会議における議論など様々な必要な手続きを経た上で閣議決定をされています。通常に比べて何重にも厳しいプロセスを経て最終的な決定に至っているわけです。今後、

将来につきましても、一つ一つの案件ごとに、個別に慎重に検討しますので、今回急に方針を変えたのではないかというご心配は必要ないと思います。日本が ODA で供与したものが、例えば紛争の助長などという形で使われるとなれば、日本政府自身、大変困惑することになります。我々としてもそういうことがあってはならない。そういうことにならないためにどうすればいいかということで、しっかりと議論してやっていますので、今後ともならないように引き続き慎重に対応していく考えです。

□司会（西井）

それについて他の方の質問などありませんか。

□高橋（清）

今回初めてではないとおっしゃっていました。ガスマスクですとか対人地雷のためのものの中でも武器と認定されるものがあってという話がありましたが、今回の巡視船艇の場合は相手に渡ってから殺傷性を持つ可能性が高い武器です。そういう意味で、これまで供与したものと比べて、そういう側面を持つ点で違うのかなと思っています。私たちはそこから辺も含めて高いモニタリングをどういうふうに確保するんだろうというところに関する説明責任がもっと果たされてもよかったのかなと思っています。もう一つ、お答えしてもらっていないと思いますけれど、今回の供与がどういうふうにインドネシアの支援を受ける人たち、また日本の市民の人たち、納税者の人たちに印象を含めてインパクトを与えるかということに関する外務省なりのご判断を聞きたいと思います。先ほど兵器の供与はかつてもあったというお話がありましたけれど、それは例えば化学兵器禁止条約が批准された時ですとか、対人地雷の前面禁止条約が署名させた時とか、大本での政治判断を国会審議を経てあった上で閣議決定をされていくというプロセスで行われました。その意味で、いわゆる「国民」の側も、一体何が行われているんだろうと分かるようなタイミングとプロセスで武器が供与されてきた、というふうに私は認識しております。日本は兵器を輸出しない平和な国として、武器 出三原則を掲げて、それを日本の財産として大きく打ち出してきた中で、今回こういう武器 出のようなものが説明不十分なまま行われますと、やはり市民の側は ODA に対する疑念が高まってくることもあるわけです。そういうことも含めて「総合的な判断」として、どう考えていらっしゃるのか。そして日本の ODA をどうやってアカンタブルな形で良いものにしていこうと考えていらっしゃるのか、その2点をお聞かせくださいと思います。

□和田

先ほど申し上げた通り、9. 11 のテロ事件がございましたけれど、テロとか治安という問題の要請が近年色々な場合で取り上げられております。そういった問題への対応の必要性が高まっているということは、決して唐突なことではないと、先ほど申し上げた通りでございます。ODA 大綱の中にもテロに関する部分が入っておりますし、それから平成 18 年度から新たにテロ対策に対する無償資金協力も作ったわけです。

市民社会との関係と言われましたけれど、日本の海運業界を始めとする経済界からも、

マラッカ海峡の安全渡航については、日本政府としてもちゃんとやるべき問題で、場合によっては日本の海上保安庁自体があそこに行って警備するべきではないか、海上自衛隊が行ってやるべきではないかといった様々な議論があるわけですが、インドネシア政府もあの辺の海域の警備が、我々沿岸国の責任であるので、我々としても是非自分で対応したいということで今回の巡視艇供与に繋がったわけです。市民社会に与えるインパクトということで捉えますと、マラッカ海域における海賊行為が多いということは、ある意味、インドネシアのイメージの悪化につながっている面があると思います。日本の商船ですと、石油とか我々の生活に密着した船がごぞいますけれども、そういったものの渡航がより安全になるとすれば、日本の国民からも歓迎されることに繋がるのではないかと期待はしております。まだ船の供与は行われておりません。これから一つ一つ船を作って、引き渡しをしてと、順次行っていくわけですが、我々としては是非今回の支援が、インドネシアの海上警察関係者の技術の向上に繋がり、それが船の安全な渡航に繋がり、市民、インドネシアの皆さんにとって歓迎されるような形になることを強く願っていますし、我々としては、そういう方向にもっていきけるよう努力していくということです。

□司会（西井）

この点について他の方の質問はありませんか。

□長瀬

アジア太平洋資料センター理事の長瀬と申します。

今回の例については軍事用途の禁止、ODA大綱の原則にあります軍事用途の禁止と人権尊重、そういった2原則を限りなく抵触しかねない、かなりきわどい問題と認識しております。その理由というのは、先ほど高橋さんが殺傷性の問題について仰いましたけれど、インドネシア側に巡視船を渡すときまでは確かに壁が厚いという理由で「武器」と認識されていますが、インドネシア側が受け取ってからは、当然海賊退治ですから殺傷能力のある武器をつけるわけです。また、海軍と一緒に共同作戦行動を取る、あるいは海軍のコーディネイトの下に、テロ対策、海賊対策をする蓋然性が高い。この点について無償資金協力課に、この前お尋ねしたところ、そういったことは妨げない、インドネシアがそういうことをするのを政府としては妨げないという回答をいただいた。ですから地雷除去などと次元が違って、さらに人権侵害を引き起こす可能性が出てくるのではないかと。先ほど和田さんも仰いましたように、インドネシア側の治安当局の人権侵害というものは、かなり事実があって、色々なところで懸念があるわけで、しかも人権侵害を起こした人が処罰されない。そういった状況の中でいくらこちらが海賊対策、テロ対策の目的に照らし合わせたところで、インドネシアの当局の人をどれだけ信頼できるかどうか。一般市民を撃つてしまっても「あれは海賊だったんだ」、「あれはテロリストだったんだ」と言ってしまえば、それでよしということになってしまう可能性がある、そういった懸念があるわけです。ですから今回の問題は、ODA大綱の2つの原則に限りなく抵触しかねない、危ういものだと私は認識しております、もう少しきめの細かい、具体的にそういうことを生じさせない

ための施策なり方針が必要じゃないかと思いますが、いかがでしょう。

□和田

私もインドネシアにおりましたので、インドネシアの治安当局の問題を心配することについては分かるのですが、だからこそ日本の海上保安庁が技術協力をやって、インドネシアの海上警察に対する技術の移転を行っています。ただ単に船を渡してお終いということではなくて、インドネシアだけに限らないんですけど、アセアンの国々との間でも海賊対策、テロ対策のため、日本の海上保安庁は色々なネットワークを駆使して、色々な協力を進めています。元々インドネシアの警察は軍の一部だったのですが、民主化のプロセスの中で軍とは切り離して別の組織を作るという改革を進めております。日本は別途 JICA の協力で、インドネシアの警察の民主化支援という、まさに日本式の、困っている市民が出た時に、困っている市民を助けるための警察に、どうやって変えて行ったらいいか、という観点で日本の警察のやり方、市民をどうやって警察が助けられるのかというような意識改革をインドネシア警察にさせるということも含めた技術協力をやっている。そういうこともやっておりますし、今回の場合は海上警察ですけど、海上の警察の支援もしているということで、我々も極めて慎重にやっております。実際に問題が起こった場合、我々も困りますから、そういうことのないように一生懸命やっております。

□司会（西井）

他にご質問はありますか。

□神崎

FoE Japan の神崎です。先ほどモニタリングについてお話がありましたけれど、目的外使用をしないこと、日本の同意なしに第三者に渡さないこと、という 2 点が合意の条件とこのことですが、基本的にこの 2 点のみをモニタリングするとうことですか。あるいは、もっと徹底的なモニタリング、例えばどのような機材を載せて、いつどのように使用したか。その辺りから徹底的にモニタリングをするのでしょうか。

□江崎

モニタリングにつきましては、当然、国民の税金を使った ODA ですから、通常実施したプロジェクトがきちっとした形で効果を発現しているか、きちっと管理されているか、というところも含めてモニタリングをしているわけです。ですから、目的外使用、第三者移転というのは、ある意味最も一番厳しく見なければいけない。これは常日頃から現地の大使館、JICA 事務所を含めて見ていかなければならないところですけど、それ以外に定期的なフォローアップとしては、供与した機材が当初想定していた通りの効果を発現しているかどうか、きちんと維持管理も含めてなされているかということ、詳細にモニタリングしていきます。ですから、第三者移転、目的外使用ということに留まらず、一つ一つの細かい効果の発現状況ということも含めてモニタリングを行っています。

□司会（西井）

この問題について思うんですけど、市民社会のもっている、平和国家である日本が殺

傷能力のある武器を輸出するということに対しての不安感というものがあるということも十分認識していただいて、慎重に判断し、そこを踏まえて、モニタリングしていただくよう NGO 側としてもこれからも関心を持っていきたいと思えます。

次の議題に行きたいと思えます。議題 4. 人権侵害のある国への日本の公的資金の供与について、フィリピンの事例を中心にということで。

(4) 人権侵害のある国への日本の公的資金の供与について、フィリピンの事例を中心に

□波多江

FoE Japan の波多江です。先ほど「国連改革に関するパブリックフォーラム」の報告にありましたように、今人権と安全保障のメインストリーム化が、世界で進んでいると思えます。今年は国連の中でも国連人権理事会が発足しました。その中で人権政策と援助政策、つまり、公的資金供与ですが、そうした政策は切り離されて行なわれるものではないと私たちは理解しています。日本政府のほうでも、例えば今年の 6 月 19 日、ジュネーブで開催された第 5 回国連人権理事会の中でも発言があり、その中で「日本は ODA の供与に当たって、受け入れ国の主体性を最大限に尊重し、平和、民主化、人権擁護を積極的に推進していく」というふうに述べており、私たちのほうでも日本の政策としての人権のメインストリーム化と共に、援助政策、公的資金供与の中で人権の視点が重視されていくだろうと理解しています。その中で具体的にどのようなことを日本政府がしていくのかが、私たちの関心でもあります。例えば国連人権理事会の理事国として日本国政府が提出されている「Japan's voluntary pledges and commitments」の中では、「人権の保護促進のために約 10 の国と 2 国間対話をしている」と書かれていますが、こういった 2 国間対話が具体的にこなされているのかなど、私たちとしては、もう少し具体的な日本政府の対応について教えていただきたいと思え、今回の質問を出させていただいております。

例えば、そういった 2 国間対話を進めるに当たり、この対話を始める判断基準、一体どういう人権侵害、人権の情報があった場合にそういう対話に踏み切られているのか。そういった判断基準について具体的にお話を伺いたいということ。それから判断をされる際に日本政府の方々が収集される情報ですが、情報収集の方法は、こういった形で現地の政府機関以外、例えば、国際人権団体などからの情報も見られているのか、伺いたいと思えます。

人権と援助ということでは、つい 2 ヶ月前ですが、フィリピンにおいて、日本政府が円借款の検討をまさに行おうとしている灌漑事業の当該現地で、この事業に懸念を示していた農民団体の代表が射殺されるという事件がありました。この件を含めて、フィリピンでは今、超法規的殺害事件、暗殺事件がかなり多発しており、2001 年に現アロヨ政権が発足して以来、700 名くらいがすでに処刑を受けているのではないかとされています。そのことに関しては今年の 5 月にアムネスティなどの国際的な人権団体も声明を出しており、また、6 月 20 日頃にはノルウェー政府からもこの問題に関連した発言がなされるな

ど、国際的な関心が高まっています。その中で具体的にフィリピンの人権侵害の状況に関して、日本政府はどのような対応を考えているか、ということをお伺いしたいと思います。

□司会（西井）

ではその点についてのお答えをお願いします。

□和田

人権の問題につきましては外務省の中でも人権人道課という課がございまして、そこが主に国連の人権に関するフォーラムとの関係での業務を行っております。各地域を担当する地域課も相手国の関係という視点から見ております。さらに経済協力局も当然 ODA 大網の援助実施の原則との関係からフォローしています。

日本政府は国連の人権委員会、国連総会、人権に関する色々な会議には積極的に参加しておりますし、大使館、総領事館、色々な機関がございまして、そういったところが、その国の政治経済情勢分析の一環で、人権に関する情報収集を行っております。更に問題があれば、その国の政府に対して、改善に向けた申し入れ等を行っております。

当然相手国政府の意見、考えも聞きますけれど、アムネスティインターナショナルを始めとする国際的な NGO とも、更には現地の NGO とも意見交換をしていますし、各国政府が出しております人権に関する報告書、国連の担当者が出した報告書などといった様々な情報を参考にしています。

日本が行っている 2 国間の人権対話について、どういう基準でどういうふうに行っているかという質問だと思いますけれど、いわゆる人権対話と銘打って行っている会議としては、中国、イラン、スーダン、キューバ、サウジアラビア、ミャンマー、カンボジア、インドネシアなどがありますし、その他人権協議ということで問題意識を共有する諸国の間では、例えばアメリカ、イギリス、フランス、タイといったようなところとも、人権の問題の 2 国間の協議を行っております。人権の状況の改善のカギを握るのはその国の政府でありまして、その国の政府が人権状況の改善に向けて自主的に取り組むことが大事で、それに対して日本政府はその後押しをすることが重要だという観点で支援も行っています。国の設定につきましては、第一に国連の人権に関するフォーラムで、その国の人権状況が取り上げられるということは、当該国の人権状況に対する国際社会の懸念ということを反映して国が選定されているわけですから、基本的には、そういう国連の場で議論が取り上げられているような国を中心に、第二に、相手国が対話を拒否する場合は出来ませんので、相手国との合意により、人権対話をやろうということになった場合に、対話を行うということなのです。

なかなか直ぐに目に見えた成果を出すということは容易ではないと思いますけれど、いくつかの人権対話においては、日本側から国際人権規約の早期批准に向けた働きかけを行っておりますし、それが全ての原因かどうか分かりませんが、政府が対話を行った後に、相手側が人権規約の批准を行ったということもかつてございました。それから人権の対話を通じて、相手国においてこういった協力が日本から得られないかというような話があり、

そうしたやりとりが2国間での人権分野での協力、ODAによる支援、例えば司法制度の整備をするための専門家を派遣したり、日本の人権関連施設をそういった人たちにさせるための訪日受入等の協力案件に繋がっていったものもございます。人権対話の場で民主化について議論した後に、日本から選挙監視団を派遣して欲しいといったような例もあります。そういった2国間の対話を通じて、様々な努力をしているわけですが、それだけに留まらずに、国際社会が連携をして働きかけるということも同時に行っています。

フィリピンの経済協力の案件との関係でお話ございましたけれど、一般に治安の悪いところでは、どうしても事業を実施して行くうえで、治安維持とか、色々な資材が盗難されることを防止するとか、色々な心配がありまして、そのための経費などが必要になる場合が往々にしてあるわけで、フィリピンにおいても共産党新人民軍に属する者、そういう人たちがODA事業に関係する日本企業や外国企業に対して「革命税」を払えとかいって脅迫行為を行うといったこともあるわけで、場合によってはフィリピンの軍や警察に警備をお願いするというようなことも含めて治安状況に応じて必要な処置をしております。いずれにしても日本政府として当然人権侵害といったようなことは、フィリピンに限らず問題意識をもってフォローしているわけで、フィリピンにおいても大使館を通じフォローするとともに、必要に応じフィリピン政府とも意見交換の機会をもってきているわけです。例えば殺人事件ですとか、市民社会の方が問題だと言われているような場合には、日本政府も、そういう話もあるけれども、どうなっているんですかと、真相の究明が必要ではないかといったような形で、フィリピン政府と意見交換をするということもあるわけです。

□司会（西井）

質問はありませんか。

□波多江

ありがとうございます。先ず一点お伺いしたいのは、日本政府として取り組んでいかれる時に、2国間対話とか2国間協議などをされていくと。基本的には現地の政府が改善に向けて取り組むというスタンスがあると思うのですが、日本政府としてもODA大綱の中で人権について触れています。具体的には、「基本的人権及び自由の保障状況により十分注意を払う」と明記されているわけです。日本政府としてどういう判断をされて、ODAを実施するのかしないのか、そういう判断が求められると思う。具体的にその判断基準。例えば私たちの観点から申しますと、具体的には援助事業が行われる現地で、表現の自由というものがちゃんと確保されているのか、といった部分に日本政府が配慮されているのかという点について、今のご回答の中で伺うことができなかったもので、この表現の自由に関して、どのように日本政府が認識されているのか伺いたいと思います。

□和田

表現の自由をどう思うかと言われても、それは重要だとしかお答えできない。ODA大綱との関係から援助の具体的な実施に人権との関係で影響を及ぼすというのは、例えばマンマーにおける、アウンサン・スーチー氏の拘束のように国際的にも大きく取り上げられ、

日本としてもこれを正面から取り上げて、経済協力についても、極めて抑制的にしか行わないという形で、援助政策に大きな影響を与えている場合もありますし、他方で表現の自由が必ずしも十分認められていない途上国も世の中にはたくさんあるわけで、だからといって、こうした国々に対して一律に一切支援をしないという考え方で援助をやったりというようなことはありません。いずれにしても ODA 大綱の原則においても様々な要素について、人権もその一つでありますけれども、その国との 2 国間関係とか内政干渉とか、そういった様々な要素を総合的に判断して、その国に対する支援を検討することになっていますので、人権で何か問題があれば全て他の要素に関わりなく、どうこうするという、そういった形での対応をしているわけではありません。

□司会（西井）

人権侵害でも表現の自由についての関わりについて説明いただきましたけれど、追加で他にありませんか。

□鈴木

ヒューマンライツ・ナウの鈴木敦士です。今の表現の自由との関係の問題なんですけれど、一般的なその国の人権状況で援助すべきかどうかということとは別の問題として、このフィリピンの波多江さんが採りあげた事例ですと、サンロケダム後の灌漑事業に反対している NGO の人が殺されたということがあるわけですね。そうすると国家政策となっている海外の援助事業に反対すると国軍とかに殺されるかもしれない。そういうふうになれば、みんなが援助に反対することが出来なくなる。

日本でも現地で ODA をやるときに、現地の NGO とコンサルテーションをやったりする場面があると思うんですが、それは良いことだと思うけれど、援助に批判的なことを言うと、闇夜にどっかで殺されるかもしれない、ということでは効果的な話し合いができないわけです。具体的な援助案件に関して、自由な発言が確保されるのかということに、関心を持って見て欲しいということだと思います。このケースから言えば、援助するかどうか議論しているときに、反対している人が殺されているというような状況では、効果的な市民社会との対話をすることはできないわけだから、それについては背景も含めて色々調べてもらうとか、反対している人たちをフィリピン政府としては気に入らないかもしれないけれど、最低限安全は保障しろと、というようなことは言うべきではないか、と思うんですが、そういうことを問題にしたかったのではないかと思います。

□和田

今ご指摘された案件についても、フィリピン国軍が殺したとか、フィリピン政府がやったということが明らかになっているのではなくて、おそらく、進展がどうなっているのかわからない、ということだと思います。なかなか真相がわからないような不確かな状況の中で日本政府が公式に「その点についてはどうなんですか」と言うことは、なかなか先方政府との関係で出来にくいということをご理解していただきたいと思うんですが、そういう前提で先ほども申し上げましたように、何か怪しげなことが起きているような状況があ

れば日本政府としても「どうなの」と非公式な形で話しをするということだと思えます。一つ一つプロジェクトをやっていくにあたって我々は色々な人々から意見を聞きながらやりたいと思っていて、どんな事業であっても賛成する人反対する人あって当然で、みんな賛成ということの方が難しいと思えますが、できるだけ多くの人たちの意見を聞いてやっていきたいと思っています。仮に政府が反対している住民を殺害していることが明らかになれば、当然日本政府としては「それは問題だ」ということになるんだろうと思えます。

さっきミャンマーの例を挙げましたけれど、ミャンマーの政府が人権との関係で「けしからん」とした場合でも、現地で暮らしている一般の人たちというのは全員が「けしからん」わけではなくて、貧困や感染症に苦しんでいる人たちがいるわけですから、我々としてはODA大綱の運用に当たっては、ミャンマー政府が何かけしからんことをしたからといって、ミャンマーに対する援助を全て留め置くということでは必ずしもなくて、何か草の根レベルの支援をすることがその地域の人たちに有益だと思われる場合は、たとえミャンマー政府が人権にどんな問題があったとしても、草の根レベルの支援はしているわけで、そういうこと一つ一つすることが日本政府にとって良いことなのか悪いことなのか、考えながら判断してやっているわけです。何かある一定の基準で、一律に、有無を言わず全部援助を止めるというというようなやり方じゃなくて個々に判断をしているということです。

□司会（西井）

関連で他にありますか。

□竹見

セブ・ボホール・ネットの竹見と申します。フィリピンのレイテ島の農村に水牛を送り、人びとの自立を支援する活動をしています。新人民軍に対して軍が掃討作戦のようなことをやることもあれば、それには支援しているというふうにおっしゃいましたけれど、現実には私が関係している農民団体のリーダーなんか殺されています。そういうような時に、その人が新人民軍かどうかということをどういう形で確認して支援をしているのか。軍に対して、これも例外の4つ目か5つ目になるのかどうか分かりませんが、フィリピンの国軍に対して具体的にはどういう支援をされているのか、ちょっと教えてください。

□和田

フィリピンの国軍に対して支援をしているというのではなくて、先ほど私が申し上げましたのは、新人民軍が日本の援助に関わる企業の人たちに革命税を払ってくれというような形で脅迫行為があったりという例があるので、そういったことがないように、フィリピンの軍や警察に警備をお願いすることがあると申し上げたのであって、フィリピンの国軍とか、そういった人たちを支援しているわけではございません。

□竹見

ミンダナオ島に麻生外務大臣がつい最近行かれて、自衛隊は出さないけれど、お金は出

すという国際監視団ができますよね。ミンダナオでも新人民軍ではなくて、もう一つのイスラム関係の武装勢力に対して。それは具体的にはどういう形になるのでしょうか。

□和田

ミンダナオにつきましては、この間の日本フィリピン外相会談で、具体的には、あの地域で国際的な枠組みがありますけれど、そこに日本からも開発の専門家を一人現地に送り込むということを日本政府として表明いたしました。開発の専門家は、今後ミンダナオ地域において、草の根人間の安全保障無償を中心に、住民の福祉の向上に資するような案件を積極的に現地から発掘、形成いたしまして、JICA などマニラの方でも、この人の活動を全面的に支えることによって草の根レベルでミンダナオ地域に対して支援を行っていくということなのです。

□竹見

ありがとうございました。まだ枠組み全体について分からないことがありますので、次の機会に教えていただきたいと思います。

□司会

他に質問はありますか。

□川村

先ほどのフィリピンの国軍によって殺されたかどうか分からない段階で行動は取れないということなんだろうと思いますが、確かにフィリピン政府に何か言うことであれば確固たる事実が必要だと思いますが、ただプロジェクトにおける住民の参加ということを考えた時に、実は重要なのは、その事実が実証出来るかということではなくて、住民がそれをどのように捉えているか。住民の人たちが実は政府によって身の安全を守られているという認識をしているかどうかということが、多分一番重要ではないかと思います。

もし、そういう環境が保障されていないのであれば、当然何かプロジェクトに対して問題意識を持っていても、発言できない。住民との協議は実際には意味を持たないということになるんじゃないか。そういうことを考えた時に、そういう状況をむしろ総合的に判断されるときに、是非、そういう状況も総合的に判断いただいて、警備のために本当に軍が必要なのか、たとえば民間の警備員では駄目なのかということも含め、是非総合的にご考慮いただければと思います。

□波多江

先ほど日本政府としては真相が分からない限りは、直接相手側の政府に対して公式な申し入れなどはできないということでしたが、これもまたフィリピンのケースですが、今、フィリピンで真相解明をする司法機能が機能しているのかという問題があるのではないかと。例えば、2001年にアロヨ政権になってから15人の弁護士、また、裁判官の方も10人が亡くなっている中で、一体、正当な裁判が行われる中での真相解明が行われていくのか、その点を見ていただきたいと思いますと思うのですが。非公式なやり取りではなく、例えば、国際社会の連携が重要だと先ほどおっしゃっていらっしゃいました。日本はフィリピンに

において円借款の供与割合としては全体の60%を占めていて、非常に大きな役割を果たしているわけです。そういった観点からも是非積極的に、例えば、国連の人権理事会の中で、日本からこうした問題を取り上げていただくなどのイニシアティブをとっていただきたいと思えます。こういったことをご検討していただくことは可能でしょうか。

□和田

フィリピンの人権状況については NGO の方々が心配されているということは我々としても受け止めて、今後の参考にしていきたいと思えます。日本もフィリピンとの関係で色々な支援をしていくという立場もありますので、フィリピン政府に対して、そういう問題提起があるということも含めて非公式な形で話していきたいと思えます。他方で、具体的に人権理事会で採りあげるべきかについては、ご提案を担当者にも伝えて考えてもらいたいと思えます。

□島田

本件については、在フィリピン日本大使館を通じフィリピン政府と意見交換などを行っています。具体的に国連の人権理事会においてとりあげるかについては、関係する各課と相談していきたいと思えます。

□司会（西井）

今後検討するというお答えをいただきましたけれども、他にこの議題について質問はありませんか。

特にフィリピンについて言いますと、人権侵害についてアムネスティ・インターナショナルが調査を行い、オランダ、ベルギーなどからも調査団が出ていると聞いています。日本政府としても、その点に関しても、地域の住民、市民が自由にものを言えるような環境を作っていくということを、フィリピン政府に対して今後働きかけていただきたいと思えます。

この議題はこの辺にして、議題5、ODA一元化に伴う詳細設計プロセスの公開と市民対話に移りたいと思えます。

（5）ODA一元化に伴う詳細設計プロセスの公開と市民対話

□高橋（清）

議題5を提案させていただきました ODA 改革ネットワークの高橋です。ODA 改革は昨年12月から始まった問題ですが、これは ODA をどうするかというところから始まった問題ではないわけです。ある種、突然なわけで、政府系金融機関の見直し議論から飛び火した結果として、こういう JBIC と JICA が一緒になるという話になったわけですから、多分インドネシアの武器供与を私は唐突に思ったと言いましたけれど、むしろこっちの方が外務省には唐突だったのではないのでしょうか。

ホトケは作ったけれど、どういう魂を入れようとしているのか。それがこれからの議論なんだろうと思えます。今回の ODA 改革で、JBIC と JICA の実施機関が同じになってい

く。また、無償の60%くらいがJICAの方に行くという大枠な議論が決定されたわけですが、私たちODA改革に関心を持っているNGOからしてみたら、今回の実施体制が変わっていくことが、ODAそのものの質を向上させていく大きな機会になるだろうと思っているわけです。ODAの質の問題は、その改善に外務省の職員の皆さん一人ひとり努力されていると思いますが、それでも構造の中であって、ある種の制限からどうしても質を上げられないようなものもあると思っています。構造の中に埋め込まれた質を下げってしまう要素があるだろうということです。私たちとしてみたら、今回の実施制度が変わっていくという議論において、それらの問題のどこが一つ一つどう解消されていき、どうやってODAの質の向上に結びついた良い実施体制になるかということに関心をもっているんです。それがおそらく、「ホトケを作って魂を入れる」ということだろうと思っています。ですからどういう魂を入れていこうとしているのか、是非外務省の意見をお聞きしたいと思っています。また、そのプロセスそのものも、できるだけ市民の側に開いて、実施体制の中に埋め込まれてしまった色々な問題点がどうやって今回の改革の中で解消されていって、良い実施体制になっていくのかというところを、是非公開をしていくなり、NGOとの対話を通して説明していただくなりしていただきたいと思っています。

今回私の個人的な制度の改善、質の向上に繋がる方向性として期待していることの一つとしては、どれだけ自立した援助政策を立てて、そこから外交に対してもきちんとものを言ってもらえるような自立した実施機関の登場です。ニューJICAは世界銀行に続く第2の援助機関、それをバイで持つわけですから、それがどういう機関になるのかということは、国内外において非常に大きな関心があります。そこが、どこかの下につくのではなくて、自立して、援助政策をきちんと立てられるようにする。その中で人権や環境配慮みたいなことも行われて、相手国ときちんと制度設計やっていけるような、そういう組織になっていって欲しいという期待があります。

そこにおいて、きちんと一貫性が保たれていくのかどうか。ですから、「一貫性」というのは、国際社会の議論との間で水平的な一貫性を保ち、一種のハーモナイゼーションです。かつ、日本での実施体制においても東京から現場まで、きちんと筋の通った形でやっていけるような体制になることを期待しています。

そういったことで、お聞きしたいことは、こういった改革の詳細設計、魂を入れていく段階において、そこをできるだけ透明にして是非NGO側と対話をしていただきたいと、それが可能かどうかということです。そこで、こういう機会ですから、皆さん色々な課から出席されていると思いますので、また和田さん一人にお答えしていただくのは大変だと思いますので、外務省としてそれぞれの課の方が今回の実施体制が変わることに対して、どこら辺の改善を期待されているのか、時間の許す限りで、一人ひとりからお聞きしたいと思います。

□司会

予定の時間がきてしまいましたが、よろしければ、少し時間を延長してこのまま議論を

続けたいと思います。よろしく申し上げます。

□小林

外務省経済協力局政策課の小林と申します。ODA改革についてですけれど、現在の検討状況についてご説明したいと思います。ご指摘の通り、総理官邸の有識者検討会や自民党のWTの意見を踏まえまして、JBICの円借款についてはJICAと統合するという方向で、外務省の方では経済協力局、今度組織が変わりまして国際協力局になりますけれど、法律の改正の作業を進めております。

私どもとしては出来る限り早い段階で国会に法案を提出できるように準備をすすめたいと考えております。また、JICA、JBICとも会合を開きまして法律に書かれる問題だけではなくて、広い問題について、どういう方向性でこの実施機関の統合を進めるか種々の議論をしています。数週間前ですけれど、とりあえず現状について文書にまとめたものを発表しまして、それは外務省のウェブサイトにも掲載しています。

最初に法律を作って、その法律にもとづく枠組みに沿って具体的に組織の設計や人材の確保をおこなっていくことになると思います。その場合、ポイントになることはどういうことかというご質問ですが、現時点での検討を先ほど申し上げましたホームページに書いてあります。これは外務省とJBICとJICAと共同して作っています。お手元に配布していると思いますけれども、先ずIとして検討の意義と方向性ということで、統合の際の論点と原則ということが書いてあります。具体的に申し上げますと今まで二つあった組織を一つにまとめて無駄を省いてシンプルで合理的な意志決定をするということが一つ目の原則です。また、三つのスキームが一緒になりますので、それぞれがそれぞれの効果を高める連携効果を重視をしていこうということになっております。それから、一体感と申しましたが、これはそれぞれのカルチャーをもつ別々の組織が一つの組織になるので、一体感を持ってみんなで取り組める組織を作っていこうというのが三つ目のポイントです。

特に市民参加について触れているのが一枚目の下から二枚目にかけての「NGO、民間企業、大学研究機関等、更には他のドナーや国際機関との柔軟な連携・協力を可能にする組織作りを目指していく」というところです。また、世界銀行に次ぐほどの大きな援助機関になるとも言われておりますので、日本としてこの援助機関の発信力を強化していくことも行っていきたいと考えています。

その次にII、具体的な検討というところで、業務、組織、人事制度のあり方についての現在の方向性、3ページ目の中ほどの「外部との連携／窓口のあり方」、先ほど申し上げたこととも関係しますが、ODAの実施機関の窓口が一元化されるので、NGO、市民社会といった援助に携わる人々との対話を通じて、包括的な協力の実現ができるようにしていきたいと考えております。

□武藤

今非常に包括的に機構改革について説明されたんですけど、私個人としては今度資金と技術協力が一緒になったことは非常にいいことだと思っています。援助の現場に生きて

何かをやっていくときに、資金だけで足りるものではなく、資金と技術と一緒にならないと動かないのがほとんどのケースであり、それが制度的に取り組みれるというのは非常にいいことと思う。しかし、今まで別々に実施してきた背景には歴史的な経緯があつてのことで仕方のない面もある。資金と技術の協力を一緒にしていく場合、それぞれをうまく噛みあわせてオールジャパンとしての援助効果を最大限に持っていかなければならないと思います。私個人として今度の改革について考えていることが2つばかりあります。その1つは、援助を行っていくにあたり他のドナーといかに協調や調和をはかっていくかの問題です。援助は日本だけがやっているのではなく、そして、政府間だけでなく NGO も国際機関もあるわけで、そういったところといかに巧く連携していくかも重要。こうした援助の調和化は最近の大きな援助世界のテーマになっており、この調和化の動きに合わせて日本は今度の機構改革を考えていかねばならない。もう1つは国内的な議論よりも外に向かってどうするかをしっかりと考えて行きたい。今回の改革は国内的な事情に伴うハードルがたくさんあると思うんですが、援助の本来の目的は、途上国に対していかに効果ある支援を提供するかであり、そのためにはそれぞれの途上国に対して総合的な国別援助計画を持って臨むことが重要だと思うんです。それぞれの途上国が持つ個別の情勢、事情を踏まえた国別取組み、即ちカントリーアプローチというものを十分考えていくべきじゃないか。その上でスキームの技術協力とか資金協力というのを、いかに効果のある合理的な形で組み合わせて実施していくかの総合的な取り組み方法が、さらに求められるものと考えています。

□五月女

ちょっと一言感想を述べたいんですけど、大分昔ですけど、JBIC ができた時、OECF (海外経済協力基金) と日本輸出入銀行が一緒になったわけで、当時の ODA と非 ODA の実施機関が一緒になっていくことと、同時に当時も ODA は JICA の方についていくのがいいのではないという議論がずーっとありまして、それがその時の決断で国際協力銀行という形で OECE と日本輸出入銀行が一緒になったわけですけど、それをずっと経過を見てきた結果として、色々な経験を積んだ上で、今回のように ODA としての OECE の部分が JICA と一緒になって、片方の日本輸出入銀行の方がメガバンクに行くということで、一つの結論が出たという感じがします。ですからそういう面で、この問題は昔から議論されていた話で、それがこのような形でまとまったということで、ある意味では ODA というものが一本化されて、資金面と実施面が一緒になって活動出来るより分かりやすい形になって、更に効果が上がるような活動ができるんじゃないかと期待しています。

□城守

今お話のあった、国際協力局全体の改革ということから申しますと、私どもの民間援助支援室は民間援助連携室に代わりますが、やっておりますことはそれほど変化しません。従来と同じような仕事をやっているわけですが、経済協力局が国際協力局にパワーアップしますので、私どもが担当しております NGO の方々との色々な協力関係、連携関係もパワ

ーアップしていくのではないかと思います。

□小野

外務省領事局の小野と申します。領事局がなぜ今日この場に出席しているか、少し奇異に感じられる方もいるとは思うのですが、私の所属する海外法人安全課では、皆様もご存知だと思うのですが、海外の国や地域に対し「渡航情報」を発出しています。本日参加されている皆様が御活躍されているのは、多くはこうした情報が発出されている地域であると思います。現在107カ国に対して、「十分注意してください。」や「渡航の延期をお勧めします。」等その危険レベルに応じた様々なカテゴリーの「危険情報」が発出されています。また、欧米諸国も我が国と同様、トラベルアドバイスを発出しています。ここで一言申し上げたいのは、こうした「渡航情報」については、我々としても自信を持って発出していると自負しておりますが、皆様のご活躍の場である途上国等危険の高い国に赴く際には、事前に必ずこれに目を通して欲しいということです。「援助のプロは危機管理のプロであれ」。これが私の持論です。

□司会（西井）

外務省の方々の ODA 一元化に対する考えをお聞きしました。ありがとうございました。これに対して高橋さんのほうから。

□高橋（清）

もう時間もないのですが、冒頭で和田さんのほうから新しい外務省の体制として総合計画課というのができて、この定期協議会もそちらの方の役割になるという話がありました。おそらく総合計画課というのは、新しい ODA 体制のいわゆる司令塔の部分と連携する機能をもつのだらうと思っていますので、その意味で、そこと対話をすることで、市民に ODA 政策の根幹部分において、きちんと意見が言える道をキープしていただいたという意味で感謝したいと思います。今後もより一層 ODA 政策の議論が充実していければいいかなと思います。

□川村

質問というか確認というかコメントなんですが、新時代の ODA 実施体制作りの一番最後に環境ガイドラインの体系の一本化というところがありますが、私、別の立場で JICA の環境社会配慮審査会にも入っているものですから、少しこれについてコメントさせていただきます。

JBIC も JICA もそれぞれガイドラインをお持ちで、その2つを、JBIC のガイドラインにおいても、JICA のガイドラインにおいても、改定の時は、自国の関係者、両国の関係者、NGO など、様々なところから意見を聞きながら改定を進めていくんだと、さらに JICA の場合これまでの実績について見直しを十分行うとも書いてあります。是非環境ガイドラインを一本化されていく中で当然、JBIC の場合そろそろ改定される時期でありますし、JICA の場合若干早いわけですけれども、ガイドラインの中で規定されているような透明性のあるプロセスの中で、市民社会の参加が保障されるような形で是非やっていただければと思

っていますので、よろしくお願いします。

□高橋（清）

先ほど聞き忘れてしまって申し訳ありません。先ほど私が出した議題にかかる論点のいわゆる詳細設計はかなり詰まっていて、大枠の段階でほとんど決まっているから、なんら今後は検討のプロセスがあるわけではなく、その過程を透明化したり公開したり NGO との対話をしていく必要性がない、というお考えなんですか。

□小林

今の段階は主として法的な枠組みを作っている段階であって、その法律が成立したら、その法的な枠組みを基にしてさらに組織のあり方等についての検討や準備を進めていくこととなります。そういった意味では今回発表した文書のようなものを今後も作成していくことはあるだろうと思います。

□高橋（清）

それをホームページに公開していただくのは可能ですか。

□小林

今回のような文書については、公表することになると思います。

□司会

是非情報公開されるようにお願いします。準備した議題については以上ですが、その他ということで一点だけ。

（6）その他

□熊岡

国際協力 NGO センターの熊岡です。

4月、ロシア大統領補佐官（サミットの「シェルパ」）シュヴァロフ氏が来日した際に、急遽日本の NGO との懇談会が求められました。関係 NGO への声かけが十分できませんでしたが、それでも NGO との情報交換、意見交換ができました。それを基に7月3日、4日、モスクワ「Civil G8」というロシアの NGO が主催した大きな国際会議に日本 NGO の一員として参加してきました。そして8つの分科会に分かれてエネルギー問題、教育、感染症、人権等など、かなり突き詰めた議論ができました。二日目にはプーチン大統領も出席して、20分30分スピーチして帰るのかと思ったんですけど、合計2時間、その8つの分科会から出てきた批判、提言、評価などに自分の言葉で返答して、非常に印象的でした。特にロシアのトップとして一番扱いにくいチェチェン問題、人権問題、少数民族の問題、政府内を含めた腐敗、汚職の問題まで言及しました。2004年2005年のアメリカ、イギリスのサミット、あるいはサミット直前の NGO 会議以上に公開性が高かったと思いました。合計集まった人は700人、ロシア人が400人、外国 NGO（アジア、アフリカ、中南米、欧米、日本）300人、合計700人の人々が集まって、それに対してロシア政府は正面から対応したということが印象的でした。

来年のドイツのサミットに関してはドイツ政府と VENRO というネットワーク型 NGO が既に協議を開始しているということで、T I C A D III、IVの話と関連するんですけど、8月1日の機構改革、9月に日本のトップが代わられるということで、今直ぐということは無理であっても、ドイツに向けて、更にその先の日本でのサミットに向けて、NGO よりさらに広い意味で市民社会団体、社会運動系の人々も集まると思うんですけど、そのこと（政府－市民社会団体対話）に対して今から、日本政府が、外務省も含めてですけど、直接には日本の NGO であると思えますけれども、アジア、アフリカを含めた NGO をパートナーとする姿勢、考え方、仕組み、そういうものを考えていってほしいと思います。これは要望として終わらせていただきたいと思います。

6. 次回協議会の開催日程について

□司会

次回の協議会についてですけど、今から準備をすとなれば9月、10月ということですが、外務省の改革が済んだ8月以降に話し合うということにいたします。

長い時間、どうもありがとうございました。司会の不手際で長い時間かかってしまいましたが、今後ともよろしくお願いします。

7. 閉会